

キラリン画像・名称 使用申請手続き  
よくあるご質問（FAQ）

Q 1.

新聞、テレビ、雑誌などにキャラクター画像を掲載する際も、使用申請は必要ですか？

A 1.

報道の目的で使用される場合は、使用申請が不要です。電話やメールでご一報いただければ、画像データを提供いたします。パブリシティー企画などの場合は、使用申請をお願いしております。

（新聞・雑誌の切り抜きや、映像素材のキャプチャなどを市ホームページやキラリンの facebook で紹介させていただく場合がありますので、ご協力お願い申し上げます。）

Q 2.

個人が利用する場合でも、使用申請が必要ですか？

A 2.

次のような場合は、不要です。

①各種 SNS の個人アカウントのトップ画像や記事の素材で、キャラクターの自作イラストや着ぐるみ・縫い包み等の写真を使用される場合

②個人で楽しんだり、身内にプレゼントしたりする範囲で、キャラクターをモチーフとしたマスコットなど工作物を作成したり、作成した工作物を SNS で公開するような場合

Q 3.

玩具、書籍などの商品や食品のパッケージデザインにキャラクター画像や名称を使いたい。

A 3.

滑川の地域活性化やイメージアップにつながることを条件に、申請をお受けしています。ぜひご一報ください。

Q 4.

名刺やチラシ、年賀状などのデザインにも使えますか？

A 4.

滑川の地域活性化やイメージアップにつながることを条件に、ほとんどの場合、使用承認をお出ししています。ただし、特定の政治団体や宗教団体の活動、公序良俗に反する活動に使用されるおそれがある場合は、お断りしています。

Q 5. キャラクター画像や名称の使用料は？

A 5. 無料です。

Q 6.

キャラクターの表情やポーズ、服装を加工して使いたいのですが？

A 6.

キャラクターや市のイメージを損なわない範囲であれば、加工を施して利用されても構いません。

Q 7.

画像データを、J P E G形式ではなくイラストレータ形式でもらいたい。

A 7.

イラストレータ形式の画像データは、着色されていない白黒の線画であればご用意できます。色合わせ用のフォトショップデータがございますので、ご相談ください。

Q 8.

どの程度の期間で使用承認をもらえますか？

A 8.

市役所へ使用申請書が到達後、おおむね1週間程度ですが、個別のケースで異なりますので、余裕を持って申請くださるようお願いいたします。(これまでに使用申請が無かったような使用例や、画像を加工される場合などは、通常よりも使用承認可否の判断に要する時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。)

Q 9.

どの程度の期間使用できますか？

A 9.

原則、最長で2年程度としております。ただし、商品在庫の都合上、使用期限の設定に馴染まない場合もありますので、ご相談ください。

Q10.

使用申請書は、郵送ではなく、PDFデータ化したものをメールに添付するだけでもよいですか？

A10.

使用申請書には、申請くださる企業や団体、個人の方の社印や団体印（法人印でなく代表者印でも可）、印鑑(認印で可)の押印が必要で、電子データによる提出は原則、お受けしていません。

Q11.

使用申請書以外に何が必要ですか？

A11.

キャラクター画像や名称を使った成果物の写真やイメージデータがあれば申請時にご提供ください。(紙媒体でも可能ですが、滑川市ホームページのキラリンコーナーにある「使用承認一覧」で写真掲載する場合がありますので、可能な限り、電子データでご提供ください。)

申請段階と成果物のデザインが異なる場合や申請段階で成果物の写真を提出なさらなかった場合は、使用承認後に必ず、画像データの提供をお願いいたします。

その他、キャラクター画像や名称を活用する事業の内容がわかるパンフレットやチラシなどがありましたら、こちらもご提供ください。